

令和 6 年度

第 6 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 9 月 5 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（10 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗		○	15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 序)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	田邊 徹		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	沖田 普耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主事	村木 莉加	○		主任	光永 稔彦	○	

事務局員 (本庁)	<p>ただ今より、令和6年度第5回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、黒木事務局長は予算審査会対応のため欠席です。また、3番木村委員、5番入谷委員、18番前田委員、21番天根委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は20名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 10番前田委員さん、11番宮崎委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号41から46の6件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号41から46の6件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議長	<p>それでは受付番号 41 から 46 の 6 件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和 6 年 8 月期の申出分については、「令和 6 年 10 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回、利用権設定（一般分）が 5 件 19,088 m²、利用権設定（農地中間管理事業分）が 4 件 43,779 m² となっています。</p> <p>農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として、高野町の農地を ○○さまへ 43,779 m² となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様から何かご質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9 番森兼委員のご退席をお願いいたします。</p> <p>《退席を確認》</p>
議長	<p>「農用地利用集積計画の決定について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員、決定されました。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号27から39の13件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
	(説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	<p>受付番号27</p> <p>位置等：説明資料の4, 5ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和24年に先代が相続を受けたが、それ以前から庭として使用しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：宅地と一体の庭として利用されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
	<p>受付番号28</p> <p>位置等：説明資料の4, 6ページに記載</p> <p>潰廃事由：労働力不足により耕作できずにいたところ昭和60年頃から木が生い茂って原野化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：竹や雑木が生い茂り、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
	<p>受付番号29</p> <p>位置等：説明資料の4, 7ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和60年頃に耕作をしておらず、令和5年に相続を受けたが現地は原野化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：雑木が生い茂り、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

事務局員 (本庁)	<p>受付番号 30</p> <p>位置等：説明資料の 4, 8 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 63 年に父が自宅を増築する際に隣の農地に敷地が及んでしまい現在宅地となつており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：ブロック塀を境界に宅地であり、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 31</p> <p>位置等：説明資料の 4, 9 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成元年頃に道路拡幅工事を行い、それ以降道路として利用されており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：道路として利用されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 32</p> <p>位置等：説明資料の 10, 11 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 16 年ごろに申請者の祖母の代で許可を得ずに物置小屋を建設し、周囲をコンクリート、砂利等の整備をしてしまつており、このたび地目変更登記をするため（無断転用については顛末書を提出済み）。</p> <p>現地確認：現状宅地であり、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 33</p> <p>位置等：説明資料の 10, 12 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 60 年頃までは畠として管理をしていたが、自宅から遠方にあり畠として使用しなくなつた。それ以後管理ができず山林化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：背の高い木が生い茂つて山林化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
--------------	--

事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 34</p> <p>位置等：説明資料の 13, 14 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 28 年に取得した時点で原野化しており、以前は父が耕作していたが、昭和 49 年ごろから管理ができなくなっていた。このたび地目変更登記をする。</p> <p>現地確認：急な斜面に位置し農耕用車両が通行できる道がなく原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
	<p>受付番号 35</p> <p>位置等：説明資料の 13, 15 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 28 年に取得した時点で原野化しており、以前は父が耕作していたが、昭和 49 年ごろから管理ができなくなっていた。このたび地目変更登記をする。</p> <p>現地確認：急な斜面に位置し農耕用車両が通行できる道がなく原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
	<p>受付番号 36</p> <p>位置等：説明資料の 13, 16 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 31 年に相続した時には山林化しており、昭和 45 年ごろから農地として利用しなくなったと親族から聞きとった。このたび地目変更登記をする。</p> <p>現地確認：木や草が生い茂って山林化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (高野出張所)	<p>受付番号 37</p> <p>位置等：説明資料の 17, 18 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 28 年ごろに住宅が焼失し、祖父が申請地に再建したが、平成 9 年に再びその住宅も火災の被害を受けたため、平成 10 年に父が同じ場所に住宅を建設した。平成 23 年に土地と住宅を相続したが、遠方に住んでおり、令和 5 年に処分を検討していたところ農地に建設されていたことが判明した。農地法を遵守するため、このたび地目変更登記をする。</p> <p>現地確認：宅地として長年利用されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 38</p> <p>位置等：説明資料の 19, 20 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請者の母が平成 3 年に庄原市へ引っ越してきた時点で耕作をしておらず、原野化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>受付番号 39</p> <p>位置等：説明資料の 21, 22 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 10 年ごろから申請地を駐車場として利用しており、このたび地目変更登記をするため（手続きを怠っていたことについての顛末書あり）。</p> <p>現地確認：駐車場として整備されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第 3 号「非農地証明申請について」受付番号 27 から 39 の 13 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。「非農地証明申請」受付番号 27 から 39 の 13 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、証明することと決定されました。</p>
議長	<p>以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。</p>

事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・役員会（総会終了後）午後2時45分より開始 ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますか。
議長	(なしという声) 以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第6回農業委員会総会を閉会といたします。（午後2時35分）

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年9月5日

議長
(道下 和子) _____

10番委員
(前田 耕廣) _____

11番委員
(宮崎 譲) _____